

北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者 各位

北名古屋水道企業団  
工務課長

水道法の一部改正に伴う  
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、北名古屋水道企業団の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。  
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。  
初回の更新時期につきましては政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、ご確認をお願いします。  
更新対象となる指定給水装置工事事業者様には、別途FAXにて通知します。

1 有効期間及び更新の受付期間 ※ 初回の更新手続きについては、FAXにて通知します。

当企業団より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

※様式は企業団ホームページに掲載予定

- (1) 北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者規程第1号様式
- (2) 北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者規程第2号様式  
(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者規程第1号様式別紙（機械器具調書）
- (4) 機械器具の写真（機械器具調書に記入して頂いたもの）※更新申請時持参の場合は不要
- (5) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状の写し）
- (7) 現在交付されている指定給水装置工事事業者証
- (8) 下記「当企業団が確認する項目」一式

3 当企業団が申請時に確認する項目 ※様式は企業団ホームページに掲載予定

様式（指定給水装置工事事業者 指定・更新 確認届出書）に記入し申請時に持参してください

【確認する内容】

- ① 講習会受講実績
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（北名古屋水道企業団給水条例第29条による）  
7,000円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

北名古屋水道企業団 工務課 給水申込担当  
担当 井上・若松  
TEL 0568-22-1251（代表）0568-22-8095（工務課直通）  
FAX 0568-22-7790